



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町竹原字宮ノ下2673-1	9100-ア-8-0	山林	2.41	杉・ヒノ	56				
以下余白										
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙)  権利を設定する森林の森林所有者 (甲)							住所 氏名	津市西丸之内23番1号 津市長 前 葉 泰 幸		
							住所 氏名			

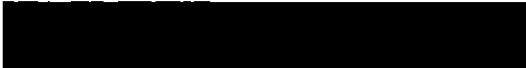
- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。  
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	美杉1-2	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）					（名称）		（所在地）			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）					津市長 前 葉 泰 幸		津市西丸之内23番1号			
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所 在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	津市美杉町竹原字上中野3042-2	9100-7-46-0	山林	1.62	サ・ヒノ	59	令和6年 3月22日	15年  (令和21年 3月21日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。  乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。  間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。  ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。  ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。  ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。
2	津市美杉町竹原字上中野3042-10		山林									
以下余白												

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町竹原字上中野3042-2	9100-7-46-0	山林	1.62	スギ・ヒノキ	59				
2	津市美杉町竹原字上中野3042-10		山林							
以下余白										

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）	住 所 氏 名	津市西丸之内23番1号 津市長前葉泰幸
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住 所 氏 名	

- （記載注意）
- （1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - （2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - （3）（A）欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。  
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。



乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町竹原字上中野3042-30	9100-7-7-0	山林	0.53	ヒノ	45				
以下余白										

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）	住 所	津市西丸之内 2 3 番 1 号
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	氏 名	津市長 前 葉 泰 幸
	住 所	
	氏 名	

（記載注意）

- （1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- （2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。  
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町竹原上中野3042-29	9100-7-7-0	山林	0.50	ヒノキ	45				
以下余白										
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙)  権利を設定する森林の森林所有者 (甲)							住所	津市西丸之内23番1号		
							氏名	津市長前葉泰幸		
							住所			
							氏名			

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。  
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。





乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町竹原字田尻2244	9097-ウ-10-0	山林	0.25	スダ・ヒナ	66				
以下余白										
別紙のとおり										

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。  
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

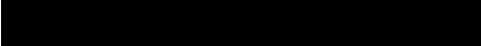
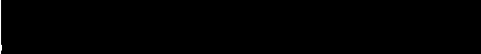
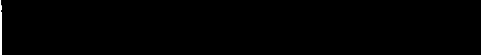
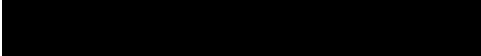
経営管理権集積計画対象森林内訳および権利を設定することについての同意書(共有林等)

番号	所在	登記地目	面積 ha	所有者 の数	所有者氏名	備考
1	津市美杉町竹原字田尻2244	山林	0.25	2		—
以下余白						

権利の設定を受ける市町村(乙)

住所 津市西丸之内23番1号  
氏名 津市長 前 葉 泰 幸

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住所   
氏名   
住所   
氏名 





乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町竹原字ウト1966	9097-4-17-3	山林	2.94	ヒノキ・スギ	59				
以下余白										
別紙のとおり										

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。  
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画対象森林内訳および権利を設定することについての同意書(共有林等)

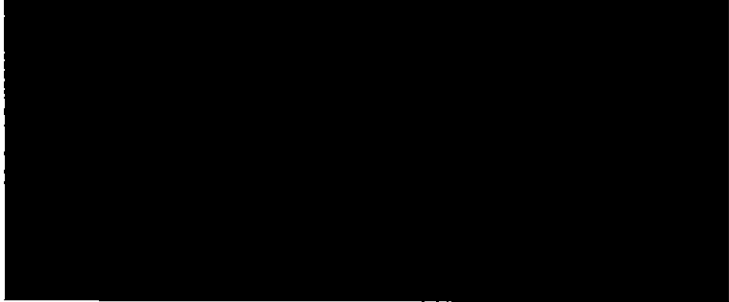
番号	所在	登記地目	面積 ha	所有者 の数	所有者氏名	備考
1	津市美杉町竹原字ウト1966	山林	2.94	3		-
		以下余白				

権利の設定を受ける市町村(乙)

住所 津市西丸之内23番1号  
氏名 津市長 前 葉 泰 幸

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住所  
氏名  
住所  
氏名  
住所  
氏名









乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町竹原字上中野3029	9100-シ-3-0	山林	0.63	ナラ・ヒノキ	63				
	以下余白									
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）							住所	津市西丸之内23番1号		
							氏名	津市長 前 葉 泰 幸		
権利を設定する森林の森林所有者（甲）							住所			
							氏名			

（記載注意）

- （1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。  
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。



乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	津市美杉町竹原字ウト1952	9097-カ-3-0	山林	0.58	杉*	88			
以下余白									

<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者（甲）</p>	<p>住 所 氏 名</p> <p>住 所 氏 名</p>	<p>津市西丸之内23番1号 津市長前葉泰幸</p> <p style="background-color: black; color: black;">[Redacted Name]</p>
---	---------------------------------------	--

(記載注意)

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。  
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	美杉1-9	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)					(名称)		(所在地)			
		津市長 前 葉 泰 幸					(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)										
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	津市美杉町竹原字ウト1947	9097-カ-1-0	畑	0.10	スギ・ヒノキ	59	令和6年 3月22日  (公告月日)	15年  (令和21年 3月21日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。  乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。  間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。  ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。  ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。  ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。
2	津市美杉町竹原字ウト1949				スギ							
3	津市美杉町竹原字ウト1968	9097-カ-17-2	山林	1.18	スギ	50						
4	津市美杉町八知字白谷3222	9154-ウ-5-0	山林	1.30	スギ・ヒノキ	78						
5	津市美杉町八知字登り3244	9154-ウ-8-0	山林	0.82	スギ・ヒノキ	88						
6	津市美杉町八知字尻屋5955-8	9154-ウ-8-0	山林	2.86	ヒノキ・スギ	80						
7	津市美杉町八知字宝録谷5738	9153-7-11-0	山林	0.38	スギ・ヒノキ	59						
		番号4について、面積は美杉1-35番号1,2と合算しています。										
		番号5について、面積は美杉1-35番号3と合算しています。										
		番号6について、面積は美杉1-35番号4と合算しています。										
以下余白												

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考	
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		
1	津市美杉町竹原字ウト1947	9097-カ-1-0	畑	0.10	ナナ・ヒナ	59					
2	津市美杉町竹原字ウト1949				ナナ						
3	津市美杉町竹原字ウト1968	9097-カ-17-2	山林	1.18	ナナ	50					
4	津市美杉町八知字白谷3222	9154-ウ-5-0	山林	1.30	ナナ・ヒナ	78					
5	津市美杉町八知字登り3244	9154-ウ-8-0	山林	0.82	ナナ・ヒナ	88					
6	津市美杉町八知字尻屋5955-8	9154-ウ-8-0	山林	2.86	ヒナ・ナナ	80					
7	津市美杉町八知字宝録谷5738	9153-ア-11-0	山林	0.38	ナナ・ヒナ	59					
番号4について、面積は美杉1-35番号1,2と合算しています。 番号5について、面積は美杉1-35番号3と合算しています。 番号6について、面積は美杉1-35番号4と合算しています。											
以下余白											
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）							住所	津市西丸之内23番1号			
							氏名	津市長前葉泰幸			
権利を設定する森林の森林所有者（甲）							住所				
							氏名				

（記載注意）

- （1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。  
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	美杉1-10	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）					(名称)		(所在地)			
		津市長 前 葉 泰 幸					(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）										
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所 在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	津市美杉町竹原字田尻2246	9097-ウ-6-0	山林	0.50	スギ・ヒノキ	53	令和6年3月22日	15年  (令和21年3月21日)  (公告月日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。  乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。  間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。  ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。
2	津市美杉町竹原字大垣内1931	9097-オ-4-2	畑	0.04	スギ	61						
3	津市美杉町竹原字大垣内1932											
4	津市美杉町竹原字ウト1962	9097-カ-9-1	山林	1.65	ヒノキ	83						
5	津市美杉町竹原字ウト1965											
6	津市美杉町竹原字ウト1967											
7	津市美杉町竹原字ウト1966-2											
以下余白												

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町竹原字田尻2246	9097-ウ-6-0	山林	0.50	スギ・ヒノ	53				
2	津市美杉町竹原字大垣内1931	9097-ウ-4-2	畑	0.04	スギ	61				
3	津市美杉町竹原字大垣内1932									
4	津市美杉町竹原字ウト1962	9097-カ-9-1	山林	1.65	ヒノ	83				
5	津市美杉町竹原字ウト1965									
6	津市美杉町竹原字ウト1967									
7	津市美杉町竹原字ウト1966-2									
以下余白										
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙)							住所	津市西丸之内 2 3 番 1 号		
							氏名	津市長 前 葉 泰 幸		
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)							住所			
							氏名			

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。  
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。





乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町竹原字ウト1970	9097-カ-11-2	山林	0.93	ヒノキ	57				
2	津市美杉町竹原字ウト1956	9097-カ-6-0	山林	0.05	スギ	97				
以下余白										

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙)	住 所 氏 名 津市西丸之内 2 3 番 1 号 津市長 前 葉 泰 幸
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住 所 氏 名 <div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin-top: 5px;"></div>

(記載注意)

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。  
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町竹原字ウト1951-1	9097-か-6-0	保安林	0.84	サトウヒ	55				
以下余白										
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙)							住所 氏名	津市西丸之内23番1号 津市長前葉泰幸		
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)							住所 氏名	[REDACTED]		

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。  
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	美杉1-13	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）					（名称）		（所在地）			
		津市長 前 葉 泰 幸					津市長 前 葉 泰 幸		津市西丸之内23番1号			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）					（氏名又は名称）		（住所又は所在地）			
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所 在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	津市美杉町竹原字上中野3042-5	9100-7-3-0	山林	5.56	ナラ・ヒノキ	52	令和6年 3月22日  (公告月日)	15年  (令和21年 3月21日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。
2	津市美杉町竹原字上中野3042-6											
3	津市美杉町竹原字上中野3042-12											
以下余白												

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考		
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類			
1	津市美杉町竹原字上中野3042-5	9100-7-3-0	山林	5.56	ナナハシ	52						
2	津市美杉町竹原字上中野3042-6											
3	津市美杉町竹原字上中野3042-12											
以下余白												
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）							住所	津市西丸之内23番1号				
							氏名	津市長 前 葉 泰 幸				
権利を設定する森林の森林所有者（甲）							住所	XXXXXXXXXX				
							氏名					

（記載注意）

- （1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。  
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町竹原字上中野3038-1	9100-7-11-0	山林	0.28	ヒノキ	65				
以下余白										

<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙)</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲)</p>	<p>住所 氏名 津市西丸之内23番1号 津市長前葉泰幸</p> <p>住所 氏名 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span></p>
---	--

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。  
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。



# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	美杉1-15	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)					(名称)		(所在地)			
		津市長前葉泰幸					(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)										
乙が経営管理権の設定を受ける森林							経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積ha	現況樹種	現況林齢						
1	津市美杉町竹原字上中野3042-20	9100-7-39-0	山林	2.88	ヒノ	48	令和6年3月22日	15年 (令和21年3月21日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。
以下余白												

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町竹原上中野3042-20	9100-P-39-0	山林	2.88	ヒノ	48				
以下余白										

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）	住所 氏名	津市西丸之内23番1号 津市長前葉泰幸
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住所 氏名	<div style="background-color: black; width: 200px; height: 15px;"></div>

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。  
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	美杉1-16	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)					(名称)		(所在地)			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)					津市長 前 葉 泰 幸		津市西丸之内23番1号			
							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	津市美杉町竹原字田尻2245	9097-ウ-8-0	山林	0.97	杉*	52	令和6年 3月22日  (公告月日)	15年  (令和21年 3月21日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。
2	津市美杉町竹原字田尻2255											
3	津市美杉町竹原字田尻2257											
4	津市美杉町竹原字田尻2256-1		畑									
5	津市美杉町竹原字田尻2256-2											
6	津市美杉町竹原字田尻2258-1											
7	津市美杉町竹原字田尻2258-2											
8	津市美杉町竹原字田尻2258-3											
9	津市美杉町竹原字田尻2258-4											
以下余白												

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考		
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類			
1	津市美杉町竹原字田尻2245	9097-ウ-8-0	山林	0.97	杉*	52						
2	津市美杉町竹原字田尻2255											
3	津市美杉町竹原字田尻2257		畑									
4	津市美杉町竹原字田尻2256-1											
5	津市美杉町竹原字田尻2256-2											
6	津市美杉町竹原字田尻2258-1											
7	津市美杉町竹原字田尻2258-2											
8	津市美杉町竹原字田尻2258-3											
9	津市美杉町竹原字田尻2258-4											
以下余白												
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）							住所 氏名	津市西丸之内23番1号 津市長前葉泰幸				
権利を設定する森林の森林所有者（甲）							住所 氏名	[REDACTED]				

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。  
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町竹原字上中野3042-9	9100-7-38-0	山林	2.37	スギ・ヒノキ	62				
以下余白										
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙)  権利を設定する森林の森林所有者 (甲)							住所	津市西丸之内 2 3 番 1 号		
							氏名	津市長 前 葉 泰 幸		
							住所			
							氏名			

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。  
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	美杉1-18	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)					(名称) 津市長 前 葉 泰 幸		(所在地) 津市西丸之内 2 3 番 1 号							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)					(氏名又は名称)		(住所又は所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林																
番号	所 在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考				
1	津市美杉町竹原字上中野3048-1	9100-7-22-0	山林	2.45	スギ・ヒノキ	58	令和6年 3月22日  (公告月日)	15年  (令和21年 3月21日)	<p>乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。</p> <p>乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。</p> <p>間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。</p>	<p>経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。</p> <p>ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。</p>	<p>乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。</p> <p>ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。</p>	<p>経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。</p> <p>ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。</p>				
2	津市美杉町竹原字上中野3049-1															
3	津市美杉町竹原字上中野3049-2															
4	津市美杉町竹原字上中野3050-1															
5	津市美杉町竹原字上中野3050-2															
6	津市美杉町竹原字上中野3051															
7	津市美杉町竹原字上中野3012-1	9100-7-12-1	山林	11.79	スギ・ヒノキ	65										
8	津市美杉町竹原字上中野3012-2															
9	津市美杉町竹原字上中野3013															
10	津市美杉町竹原字上中野3014															
11	津市美杉町竹原字上中野3015															
12	津市美杉町竹原字上中野3016															
13	津市美杉町竹原字上中野3017															
14	津市美杉町竹原字上中野3018															
15	津市美杉町竹原字上中野3019															

乙が経営管理権の設定を受ける森林（統紙）							経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行わ れる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき金 銭の額の算定方法	乙が甲に金銭 を支払うべき 時期、相手方 及び方法	備考
番号	所在	林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
16	津市美杉町竹原字上中野3020-2	9100-7-12-1	山林	再掲 11.79	杉・ヒノ	65	前ページに同 じ	前ページに同 じ	前ページに同 じ	前ページに同 じ	前ページに同 じ	前ページに 同じ
17	津市美杉町竹原字上中野3021-1											
18	津市美杉町竹原字上中野3021-3											
19	津市美杉町竹原字上中野3022-1											
20	津市美杉町竹原字上中野3023											
21	津市美杉町竹原字上中野3024											
22	津市美杉町竹原字上中野3025-2											
23	津市美杉町竹原字上中野3026-1											
24	津市美杉町竹原字上中野3027-2											
25	津市美杉町竹原字上中野3028											
26	津市美杉町竹原字上中野3030											
27	津市美杉町竹原字上中野3031											
28	津市美杉町竹原字上中野3032											
29	津市美杉町竹原字上中野3033											
30	津市美杉町竹原字上中野3034											
31	津市美杉町竹原字上中野3035											
32	津市美杉町竹原字上中野3036											
33	津市美杉町竹原字上中野3037											
34	津市美杉町竹原字上中野3038-2											
35	津市美杉町竹原字上中野3039											
36	津市美杉町竹原字上中野3042-13											



乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考		
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類			
1	津市美杉町竹原字上中野3048-1	9100-7-22-0	山林	2.45	杉・ヒノ	58						
2	津市美杉町竹原字上中野3049-1	9100-7-22-0										
3	津市美杉町竹原字上中野3049-2	9100-7-22-0										
4	津市美杉町竹原字上中野3050-1	9100-7-22-0										
5	津市美杉町竹原字上中野3050-2	9100-7-22-0										
6	津市美杉町竹原字上中野3051	9100-7-22-0										
7	津市美杉町竹原字上中野3012-1	9100-7-12-1	山林	11.79	杉・ヒノ	65						
8	津市美杉町竹原字上中野3012-2	9100-7-12-1										
9	津市美杉町竹原字上中野3013	9100-7-12-1										
10	津市美杉町竹原字上中野3014	9100-7-12-1										
11	津市美杉町竹原字上中野3015	9100-7-12-1										
12	津市美杉町竹原字上中野3016	9100-7-12-1										
13	津市美杉町竹原字上中野3017	9100-7-12-1										
14	津市美杉町竹原字上中野3018	9100-7-12-1										
15	津市美杉町竹原字上中野3019	9100-7-12-1										
16	津市美杉町竹原字上中野3020-2	9100-7-12-1										
17	津市美杉町竹原字上中野3021-1	9100-7-12-1										
18	津市美杉町竹原字上中野3021-3	9100-7-12-1										
19	津市美杉町竹原字上中野3022-1	9100-7-12-1										
20	津市美杉町竹原字上中野3023	9100-7-12-1										
21	津市美杉町竹原字上中野3024	9100-7-12-1										

乙が経営管理権の設定を受ける森林（続紙）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考			
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類				
22	津市美杉町竹原字上中野3025-2	9100-7-12-1	山林	再掲 11.79	雑木林	65							
23	津市美杉町竹原字上中野3026-1	9100-7-12-1											
24	津市美杉町竹原字上中野3027-2	9100-7-12-1											
25	津市美杉町竹原字上中野3028	9100-7-12-1											
26	津市美杉町竹原字上中野3030	9100-7-12-1											
27	津市美杉町竹原字上中野3031	9100-7-12-1											
28	津市美杉町竹原字上中野3032	9100-7-12-1											
29	津市美杉町竹原字上中野3033	9100-7-12-1											
30	津市美杉町竹原字上中野3034	9100-7-12-1											
31	津市美杉町竹原字上中野3035	9100-7-12-1											
32	津市美杉町竹原字上中野3036	9100-7-12-1											
33	津市美杉町竹原字上中野3037	9100-7-12-1											
34	津市美杉町竹原字上中野3038-2	9100-7-12-1											
35	津市美杉町竹原字上中野3039	9100-7-12-1											
36	津市美杉町竹原字上中野3042-13	9100-7-12-1											

<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村（乙）</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者（甲）</p>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">住 所</td> <td style="width: 70%;">津市西丸之内23番1号</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>津市長 前 葉 泰 幸</td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</td> </tr> </table>	住 所	津市西丸之内23番1号	氏 名	津市長 前 葉 泰 幸	住 所	XXXXXXXXXX	氏 名	XXXXXXXXXX
住 所	津市西丸之内23番1号								
氏 名	津市長 前 葉 泰 幸								
住 所	XXXXXXXXXX								
氏 名	XXXXXXXXXX								

（記載注意）

- （1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。  
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	美杉1-19	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)					(名称)		(所在地)						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)					津市長 前 葉 泰 幸		津市西丸之内23番1号						
(氏名又は名称) (住所又は所在地)															
乙が経営管理権の設定を受ける森林															
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考			
1	津市美杉町竹原字大垣内1925-1	9097-カ-1-0	山林	1.51	スギ・ヒノキ	59	令和6年3月22日 ～ (公告月日)	15年 (令和21年3月21日)	<p>乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。</p> <p>乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。</p> <p>間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。</p>	<p>経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。</p> <p>ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。</p>	<p>乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。</p> <p>ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。</p>	<p>経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。</p> <p>ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。</p>			
2	津市美杉町竹原字大垣内1944		保安林												
3	津市美杉町竹原字大垣内1945		山林												
4	津市美杉町竹原字ウト1946														
5	津市美杉町竹原字ウト1957	9097-カ-4-0	山林	3.07	スギ・ヒノキ	65									
6	津市美杉町竹原字ウト1959														
7	津市美杉町竹原字ウト1960														
8	津市美杉町竹原字ウト1963														
9	津市美杉町竹原字ウト1964														
10	津市美杉町竹原字ウト1953-1														
11	津市美杉町竹原字ウト1955-1														
12	津市美杉町竹原字ウト1966-1														
13	津市美杉町竹原字ウト1969	9097-カ-17-2	山林	1.76	スギ	50									
14	津市美杉町竹原字野首2218		保安林												
15	津市美杉町竹原字野首2219														

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町竹原字大垣内1925-1	9097-カ-1-0	山林	1.51	スギ・ヒノキ	59				
2	津市美杉町竹原字大垣内1944		保安林							
3	津市美杉町竹原字大垣内1945		山林							
4	津市美杉町竹原字ウト1946									
5	津市美杉町竹原字ウト1957	9097-カ-4-0	山林	3.07	スギ・ヒノキ	65				
6	津市美杉町竹原字ウト1959									
7	津市美杉町竹原字ウト1960									
8	津市美杉町竹原字ウト1963									
9	津市美杉町竹原字ウト1964									
10	津市美杉町竹原字ウト1953-1									
11	津市美杉町竹原字ウト1955-1									
12	津市美杉町竹原字ウト1966-1									
13	津市美杉町竹原字ウト1969	9097-カ-17-2	山林	1.76	スギ	50				
14	津市美杉町竹原字野首2218		保安林							
15	津市美杉町竹原字野首2219									

<p>この計画に同意する。          権利の設定を受ける市町村 (乙)</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲)</p>	<p>住所 氏名 津市西丸之内23番1号 津市長前葉泰幸</p> <p>住所 氏名 [REDACTED]</p>
--	--

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。  
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。



乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町竹原字上中野3025-1	9100-7-14-0	山林	4.90	杉・ヒノ	62				
以下余白										
別紙のとおり										

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。  
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画対象森林内訳および権利を設定することについての同意書(共有林等)

番号	所在	登記地目	面積 ha	所有者 の数	所有者氏名	備考
1	津市美杉町竹原字上中野3025-1	山林	4.90	3		—
	以下余白					

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所 津市西丸之内23番1号  
氏 名 津市長 前 葉 泰 幸

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所  
氏 名  
住 所  
氏 名  
住 所  
氏 名







乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考	
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		
1	津市美杉町八知字登り3237	9154-7-12-0	山林	1.31	杉*	68					
	以下余白										

この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所 津市西丸之内23番1号  
 氏 名 津市長 前 葉 泰 幸

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所 XXXXXXXXXX  
 氏 名 XXXXXXXXXX

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。  
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	美杉1-22	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)					(名称)		(所在地)			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)					(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	津市美杉町八知字登り3242	9154-7-5-0	山林	2.21	スギ・ヒノキ	29	令和6年 3月22日  (公告月日)	15年  (令和21年 3月21日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。  乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。  間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。  ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。  ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。  ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。
2	津市美杉町八知字登り3243											
3	津市美杉町八知字登り3243-1											
4	津市美杉町八知字登り3247-3											
以下余白												

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町八知字登03242	9154-7-5-0	山林	2.21	針・広葉	29				
2	津市美杉町八知字登03243									
3	津市美杉町八知字登03243-1									
4	津市美杉町八知字登03247-3									
以下余白										

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）  権利を設定する森林の森林所有者（甲）	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 20%; border: none;">住所</td> <td style="border: none;">津市西丸之内23番1号</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">氏名</td> <td style="border: none;">津市長前葉泰幸</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">住所</td> <td style="border: none;"><div style="background-color: black; width: 100%; height: 20px;"></div></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">氏名</td> <td style="border: none;"><div style="background-color: black; width: 100%; height: 20px;"></div></td> </tr> </table>	住所	津市西丸之内23番1号	氏名	津市長前葉泰幸	住所	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 20px;"></div>	氏名	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 20px;"></div>
住所	津市西丸之内23番1号								
氏名	津市長前葉泰幸								
住所	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 20px;"></div>								
氏名	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 20px;"></div>								

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。  
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。



乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所 在	林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町八知字尻屋5955	9153-4-9-0	保安林	1.21	ア・シ キ	45				
以下余白										
別紙のとおり										

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。  
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画対象森林内訳および権利を設定することについての同意書(共有林等)

番号	所在	登記地目	面積 ha	所有者 の数	所有者氏名	備考
1	津市美杉町八知字尻屋5955	保安林	1.21	3		-
	以下余白					

権利の設定を受ける市町村(乙)

住所 津市西丸之内23番1号  
氏名 津市長 前 葉 泰 幸

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住所  
氏名  
住所  
氏名  
住所  
氏名







乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町八知字尻屋5955-11	9153-ホ-11-0	山林	0.33	雑木林	70				
以下余白										
別紙のとおり										

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。  
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画対象森林内訳および権利を設定することについての同意書(共有林等)

番号	所在	登記地目	面積 ha	所有者 の数	所有者氏名		備考
1	津市美杉町八知字尻屋5955-11	山林	0.33	2	[Redacted]		—
	以下余白						

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所 津市西丸之内23番1号  
氏 名 津市長 前 葉 泰 幸

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所 [Redacted]  
氏 名 [Redacted]  
住 所 [Redacted]  
氏 名 [Redacted]



# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	美杉1-25	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)					(名称)	(所在地)				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)					(氏名又は名称)	(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	津市美杉町八知字登り3236	9154-イ-1-0	山林	0.67	ヒノキ	60	令和6年 3月22日  (公告月日)	15年  (令和21年 3月21日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。 ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。
以下余白												

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町八知字登り3236	9154-4-1-0	山林	0.67	ヒノキ	60				
	以下余白									

この計画に同意する。  
権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所  
氏 名

津市西丸之内23番1号  
津市長前葉泰幸

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所  
氏 名



- （記載注意）
- （1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - （2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - （3）（A）欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。  
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	美杉1-26	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)					(名称)		(所在地)			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)					(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	津市美杉町八知字馬場5853	9153-I-27-0	山林	0.02	スギ・ヒノキ	56	令和6年3月22日	15年	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。 ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。
2	津市美杉町八知字尻屋5930-2	9153-I-5-0	保安林	8.24	スギ・ヒノキ	68	(令和21年3月21日)	(公告月日)				
3	津市美杉町八知字尻屋5955-7		山林									
4	津市美杉町八知字尻屋5957		保安林									
5	津市美杉町八知字尻屋5958-1		山林									
6	津市美杉町八知字尻屋5958-2											
7	津市美杉町八知字尻屋5959		保安林									
8	津市美杉町八知字尻屋5962-2		山林									
9	津市美杉町八知字尻屋5968		保安林									
10	津市美杉町八知字尻屋5969											
11	津市美杉町八知字尻屋5970											
12	津市美杉町八知字尻屋5971		山林									
13	津市美杉町八知字尻屋5972											
14	津市美杉町八知字尻屋5973-3											
以下余白												

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町八知字馬場5853	9153-I-27-0	山林	0.02	針・広葉	56				
2	津市美杉町八知字尻屋5930-2		保安林							
3	津市美杉町八知字尻屋5955-7		山林							
4	津市美杉町八知字尻屋5957		保安林							
5	津市美杉町八知字尻屋5958-1		山林							
6	津市美杉町八知字尻屋5958-2									
7	津市美杉町八知字尻屋5959		9153-I-5-0				保安林	8.24	針・広葉	68
8	津市美杉町八知字尻屋5962-2		山林							
9	津市美杉町八知字尻屋5968		保安林							
10	津市美杉町八知字尻屋5969									
11	津市美杉町八知字尻屋5970									
12	津市美杉町八知字尻屋5971	山林								
13	津市美杉町八知字尻屋5972									
14	津市美杉町八知字尻屋5973-3		保安林							
以下余白										

<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙)</p> <p>津市長 前 葉 泰 幸</p>	<p>住 所 氏 名</p> <p>津市西丸之内 2 3 番 1 号 津市長 前 葉 泰 幸</p>
<p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲)</p>	<p>住 所 氏 名</p> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 20px;"></div>

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。  
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。



# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	美杉1-27	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)					(名称)		(所在地)			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)					(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	津市美杉町八知字登り3236-1	9154-7-3-0	保安林	0.90	対・ヒノ	71	令和6年 3月22日  (公告月日)	15年  (令和21年 3月21日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。  乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。  間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。  ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。  ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。  ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。
2	津市美杉町八知字登り3249											
3	津市美杉町八知字登り3250											
以下余白												

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町八知字登り3236-1	9154-7-3-0	保安林	0.90	針・広葉	71				
2	津市美杉町八知字登り3249									
3	津市美杉町八知字登り3250									
以下余白										

この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所 津市西丸之内23番1号  
 氏 名 津市長前葉泰幸

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所  
 氏 名

（記載注意）

- （1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。  
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	美杉1-28	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)					(名称)		(所在地)			
		津市長前葉泰幸					(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)										
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所在	林小班	登記地目	面積ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	津市美杉町八知字登り3168	9154-イ-7-0	山林	0.60	ヒノキ・スギ	59	令和6年 3月22日  (公告月日)	15年  (令和21年 3月21日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。 ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。
2	津市美杉町八知字登り3169-1											
3	津市美杉町八知字登り3169-2											
4	津市美杉町八知字登り3171-1											
5	津市美杉町八知字登り3171-2											
6	津市美杉町八知字登り3172											
7	津市美杉町八知字登り3174											
以下余白												

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考					
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類						
1	津市美杉町八知字登り3168														
2	津市美杉町八知字登り3169-1														
3	津市美杉町八知字登り3169-2														
4	津市美杉町八知字登り3171-1	9154-イ-7-0	山林	0.60	ヒノキ・スギ	59									
5	津市美杉町八知字登り3171-2														
6	津市美杉町八知字登り3172														
7	津市美杉町八知字登り3174														
	以下余白														

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）  権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住 所 氏 名 津市西丸之内23番1号 津市長 前 葉 泰 幸  住 所 氏 名 <div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin-top: 5px;"></div>
---	---

（記載注意）

- （1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。  
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。



乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町八知字白谷3220	9154-9-10-0	保安林	1.03	ヒノキ・スギ	60				
以下余白										

この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所 津市西丸之内23番1号  
 氏 名 津市長前葉泰幸

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所  
 氏 名

（記載注意）

- （1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。  
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。



乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町八知字宝録谷5744	9153-7-30-0	畑	0.17	杉*	59				
2	津市美杉町八知字宝録谷5746	9153-7-8-0	保安林	0.27	杉*	67				
3	津市美杉町八知字宝録谷5747		山林							
4	津市美杉町八知字馬場5855	9153-7-27-0	山林	0.16	ヒノキ	56				
5	津市美杉町八知字尻屋5874-1	9153-ウ-2-0	山林	0.40	杉*・ヒノキ	58				
6	津市美杉町八知字尻屋5951									
以下余白										

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）	住所 氏名 津市西丸之内23番1号 津市長前葉泰幸
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住所 氏名 <div style="background-color: black; width: 100%; height: 20px;"></div>

- （記載注意）
- （1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - （2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - （3）（A）欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。  
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。



# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	美杉1-31	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)					(名称)	(所在地)				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)					(氏名又は名称)	(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	津市美杉町八知字白谷3220-1	9154-ウ-6-0	山林	1.42	対*・七井	86	令和6年 3月22日  (公告月日)	15年  (令和21年 3月21日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。  乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。  間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。  ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。  ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。  ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。
2	津市美杉町八知字白谷3221											

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町八知字白谷3220-1	9154-7-6-0	山林	1.42	スギ・ヒノキ	86				
2	津市美杉町八知字白谷3221									
以下余白										

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）	住 所 氏 名	津市西丸之内23番1号 津市長 前 葉 泰 幸
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住 所 氏 名	[REDACTED]

- （記載注意）
- （1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - （2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - （3）（A）欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。  
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町八知字白谷3218	9154-ウ-11-0	山林	0.35	杉*	96				
2	津市美杉町八知字白谷3219									
	以下余白									

別紙のとおり

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。  
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画対象森林内訳および権利を設定することについての同意書(共有林等)

番号	所在	登記地目	面積 ha	所有者 の数	所有者氏名	備考
1	津市美杉町八知字白谷3218	山林	0.35	2	[Redacted]	-
2	津市美杉町八知字登り3219	山林		2		-
以下余白						

権利の設定を受ける市町村(乙)

住所 津市西丸之内23番1号  
氏名 津市長 前 葉 泰 幸

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住所 [Redacted]  
氏名 [Redacted]  
住所 [Redacted]  
氏名 [Redacted]



# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	美杉1-33	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 津市長 前 葉 泰 幸	(所在地) 津市西丸之内 2 3 番 1 号								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)								
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所 在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除しなおお利益がある場合において甲に支払われるべき金額の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	津市美杉町八知字白谷3173-2	9154-ウ-3-0	畑	0.04	刈*・七井	63	令和6年 3月22日  (公告月日)	15年  (令和21年 3月21日)	<p>乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。</p> <p>乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。</p> <p>間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。</p>	<p>経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。</p> <p>ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。</p>	<p>乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。</p> <p>ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。</p>	<p>経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。</p> <p>ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。</p>
2	津市美杉町八知字白谷3224		山林	0.08								
以下余白												

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町八知字白谷3173-2	9154-ウ-3-0	畑	0.04	針・広葉	63				
2	津市美杉町八知字白谷3224		山林	0.08						
以下余白										

<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村（乙）</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者（甲）</p>	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">住 所</td> <td>津市西丸之内23番1号</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>津市長 前 葉 泰 幸</td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td><div style="background-color: black; width: 100%; height: 20px;"></div></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td><div style="background-color: black; width: 100%; height: 20px;"></div></td> </tr> </table>	住 所	津市西丸之内23番1号	氏 名	津市長 前 葉 泰 幸	住 所	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 20px;"></div>	氏 名	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 20px;"></div>
住 所	津市西丸之内23番1号								
氏 名	津市長 前 葉 泰 幸								
住 所	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 20px;"></div>								
氏 名	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 20px;"></div>								

（記載注意）


- （1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。  
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。



# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	美杉1-34	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)					(名称)	(所在地)					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)					(氏名又は名称)	(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林													
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
1	津市美杉町八知字白谷3193	9154-ウ-12-0	山林	0.67	ヒノキ	60	令和6年 3月22日  (公告月日)	15年  (令和21年 3月21日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。  乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。  間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。  ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。  ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。  ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。	
2	津市美杉町八知字白谷3194-1												
3	津市美杉町八知字白谷3216		保安林										
4	津市美杉町八知字白谷3217-1												
5	津市美杉町八知字白谷3217-2												
以下余白													

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町八知字白谷3193	9154-9-12-0	山林	0.67	ヒノキ	60				
2	津市美杉町八知字白谷3194-1									
3	津市美杉町八知字白谷3216		保安林							
4	津市美杉町八知字白谷3217-1									
5	津市美杉町八知字白谷3217-2									
以下余白										
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）							住所 氏名	津市西丸之内23番1号 津市長 前葉 泰幸		
権利を設定する森林の森林所有者（甲）							住所 氏名			

（記載注意）

- （1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。  
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。



乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考	
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		
1	津市美杉町八知字白谷3217	9154-ウ-8-0	山林	1.30	スギ・ヒノキ	78					
2	津市美杉町八知字白谷3222-1	9154-ウ-8-0	山林			78					
3	津市美杉町八知字登り3241	9154-ウ-8-0	山林	0.82	スギ・ヒノキ	88					
4	津市美杉町八知字尻屋5954	9154-ウ-8-0	山林	2.86	ヒノキ・スギ	80					
番号1,2について、面積は美杉1-9番号4と合算しています。 番号3について、面積は美杉1-9番号5と合算しています。 番号4について、面積は美杉1-9番号6と合算しています。											
以下余白											

<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者（甲）</p>	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">住所</td> <td style="width: 30%;">津市西丸之内23番1号</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>津市長前葉泰幸</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</td> </tr> </table>	住所	津市西丸之内23番1号	氏名	津市長前葉泰幸	住所	XXXXXXXXXX	氏名	XXXXXXXXXX
住所	津市西丸之内23番1号								
氏名	津市長前葉泰幸								
住所	XXXXXXXXXX								
氏名	XXXXXXXXXX								

（記載注意）

- （1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。  
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。



乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町八知字白谷3190-1	9154-ウ-3-0	山林	0.15	杉*	63				
	以下余白									

<p>この計画に同意する。          権利の設定を受ける市町村（乙）</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者（甲）</p>	住所 氏名	津市西丸之内23番1号 津市長前葉泰幸
	住所 氏名	

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。  
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	美杉1-37	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）					（名称）		（所在地）			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）					津市長 前 葉 泰 幸		津市西丸之内2 3 番 1 号			
							（氏名又は名称）		（住所又は所在地）			
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所 在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	津市美杉町八知字登り3245-4	9153-か-4-0	山林	0.28	スギ・ヒノキ	61	令和6年 3月22日	15年  (令和21年 3月21日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。  乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。  間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。  ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。  ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。  ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。
以下余白												

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町八知字登り3245-4	9153-か-4-0	山林	0.28	材・ヒノ	61				
以下余白										
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）							住所 氏名	津市西丸之内23番1号 津市長前葉泰幸		
権利を設定する森林の森林所有者（甲）							住所 氏名	津市美杉町八知3140 		

（記載注意）

- （1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。  
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。



# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	美杉1-38	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)					(名称)		(所在地)			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)					津市長 前 葉 泰 幸		津市西丸之内23番1号			
乙が経営管理権の設定を受ける森林							経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	津市美杉町八知字登り3247-2	9153-h-5-0	山林	2.58	ヒノキ	55	令和6年 3月22日  (公告月日)	15年  (令和21年 3月21日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。  乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。  間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。  ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。  ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。  ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。
2	津市美杉町八知字登り3248-1											
3	津市美杉町八知字登り3252											
以下余白												

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町八知字登り3247-2	9153-カ-5-0	山林	2.58	ヒノ	55				
2	津市美杉町八知字登り3248-1									
3	津市美杉町八知字登り3252									
以下余白										
別紙のとおり										

（記載注意）

- （1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。  
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画対象森林内訳および権利を設定することについての同意書(共有林等)

番号	所在	登記地目	面積 ha	所有者 の数	所有者氏名	備考
1	津市美杉町八知字登り3247-2	山林	2.58	3	[Redacted]	—
2	津市美杉町八知字登り3248-1	山林		3		—
3	津市美杉町八知字登り3252	山林		3		—
以下余白						

権利の設定を受ける市町村(乙)


住所 津市西丸之内23番1号  
氏名 津市長 前葉泰幸

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住所名 [Redacted]  
氏名 [Redacted]  
住所名 [Redacted]  
氏名 [Redacted]  
住所名 [Redacted]  
氏名 [Redacted]





乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考		
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類			
1	津市美杉町八知字尻屋5936-2	9153-9-14-0	畑	0.47	スギ・ヒノキ	51						
2	津市美杉町八知字尻屋5936-3											
3	津市美杉町八知字尻屋5937		山林									
4	津市美杉町八知字尻屋5938											
以下余白												
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）  権利を設定する森林の森林所有者（甲）							住所 氏名	津市西丸之内23番1号 津市長前葉泰幸				
							住所 氏名					

（記載注意）

- （1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。  
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。




乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町八知字登り3239	9154-7-8-0	山林	1.41	雑	60				
2	津市美杉町八知字登り3240	9154-7-5-0								
以下余白										
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙)							住所	津市西丸之内23番1号		
							氏名	津市長前葉泰幸		
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)							住所	[REDACTED]		
							氏名			

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。  
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。





乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町八知字宝録谷5727	9153-7-19-0	山林	0.27	杉*	67				
番号1について、面積は美杉1-42番号1,2と合算しています。										
以下余白										
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙)							住所 氏名	津市西丸之内23番1号 津市長前葉泰幸		
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)							住所 氏名			

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。  
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	美杉1-42	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)					(名称)		(所在地)			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)					津市長 前 葉 泰 幸		津市西丸之内23番1号			
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所 在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	津市美杉町八知字宝録谷5728-1	9153-7-19-0	山林	0.27	杉*	67	令和6年 3月22日  (公告月日)	15年  (令和21年 3月21日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。  乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。  間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。  ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。  ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。  ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。
2	津市美杉町八知字宝録谷5728-2											
番号1,2について、面積は美杉1-41と合算しています。												
以下余白												

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町八知字宝録谷5728-1	9153-7-19-0	山林	0.27	杉*	67				
2	津市美杉町八知字宝録谷5728-2									
番号1,2について、面積は美杉1-41と合算しています。										
以下余白										
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）							住所 氏名	津市西丸之内23番1号 津市長 前 葉 泰・幸		
権利を設定する森林の森林所有者（甲）							住所 氏名	[REDACTED]		

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。  
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	美杉1-43	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)					(名称)		(所在地)			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)					(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	津市美杉町八知字宝録谷5737	9153-7-22-0	山林	0.23	スギ	67	令和6年 3月22日  (公告月日)	15年  (令和21年 3月21日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。  乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。  間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。  ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。  ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。  ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。
2	津市美杉町八知字馬場5854											
以下余白												

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町八知字宝録谷5737	9153-7-22-0	山林	0.23	杉*	67				
2	津市美杉町八知字馬場5854									
以下余白										
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙)  権利を設定する森林の森林所有者 (甲)							住所	津市西丸之内23番1号		
							氏名	津市長前葉泰幸		
							住所	XXXXXXXXXX		
							氏名	XXXXXXXXXX		

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。  
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

## 経営管理権集積計画

### 1 個別事項

整理番号	美杉1-44	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称)			(所在地)					
		津市長 前 葉 泰 幸		(氏名又は名称)			(住所又は所在地)					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)										
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	津市美杉町八知字白谷3223-1	9154-ウ-3-0	保安林	0.11	杉*	63	令和6年 3月22日	15年 (令和21年 3月21日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。  乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象書等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。  間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。  ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。  ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。  ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。
									以下余白			

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町八知字白谷3223-1	9154-9-3-0	保安林	0.11	杉*	63				
以下余白										
別紙のとおり										

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。  
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。



経営管理権集積計画対象森林内訳および権利を設定することについての同意書(共有林等)

番号	所在	登記地目	面積 ha	所有者 の数	所有者氏名	備考
1	津市美杉町八知字白谷3223-1	保安林	0.11	2		-
	以下余白					

権利の設定を受ける市町村(乙)

住所 津市西丸之内23番1号  
氏名 津市長 前 葉 泰 幸

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住所 氏名  
住所 氏名



# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	美杉1-45	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）					（名称） 津市長 前 葉 泰 幸			（所在地） 津市西丸之内 2 3 番 1 号		
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）					（氏名又は名称）			（住所又は所在地）		
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	津市美杉町八知字登り3237-1	9154-7-11-0	山林	0.69	スギ・ヒノキ	74	令和6年 3月22日  (公告月日)	15年  (令和21年 3月21日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。  乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象書等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。  間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。  ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。  ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。  ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。
以下余白												

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町八知字登り3237-1	9154-7-11-0	山林	0.69	スギ・ヒノキ	74				
2	津市美杉町八知字登り3238									
以下余白										

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）  権利を設定する森林の森林所有者（甲）	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: right;">住所</td> <td>津市西丸之内23番1号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">氏名</td> <td>津市長前葉泰幸</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">住所</td> <td style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">氏名</td> <td style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</td> </tr> </table>	住所	津市西丸之内23番1号	氏名	津市長前葉泰幸	住所	XXXXXXXXXX	氏名	XXXXXXXXXX
住所	津市西丸之内23番1号								
氏名	津市長前葉泰幸								
住所	XXXXXXXXXX								
氏名	XXXXXXXXXX								

- （記載注意）
- （1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - （2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - （3）（A）欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。  
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	美杉1-46	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)					(名称)		(所在地)			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)					津市長 前 葉 泰 幸		津市西丸之内2 3 番 1 号			
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所 在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	津市美杉町八知字登り3244-1	9154-7-10-0	山林	0.79	スギ・ヒノキ	74	令和6年 3月22日	15年  (令和21年 3月21日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。  乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。  間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。  ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。  ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。  ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。
以下余白												

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町八知字登03244-1	9154-7-10-0	山林	0.79	ナラ・ヒノキ	74				
以下余白										

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）  権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住所 氏名 津市西丸之内23番1号 津市長前葉泰幸  住所 氏名 <div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px;"></div>
---	--

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。  
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。



乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町八知字尻屋5965-1	9153-1-1-0	保安林	0.78	ヒノ	31				
以下余白										


別紙のとおり

（記載注意）

- （1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。  
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。



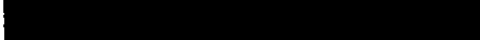
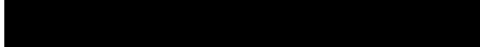
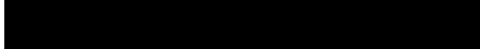
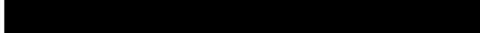
経営管理権集積計画対象森林内訳および権利を設定することについての同意書(共有林等)

番号	所在	登記地目	面積 ha	所有者 の数	所有者氏名	備考
1	津市美杉町八知字尻屋5965-1	保安林	0.78	2		—
		以下余白				

権利の設定を受ける市町村(乙)

住所 津市西丸之内23番1号  
氏名 津市長 前葉泰幸

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住所名   
氏名   
住所名   
氏名 



# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	美杉1-48	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)					(名称)		(所在地)			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)					(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	津市美杉町八知字宝録谷5729	9153-7-13-0	山林	9.08	スギ・ヒノキ	56	令和6年 3月22日  (公告月日)	15年  (令和21年 3月21日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象書等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。 ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。
2	津市美杉町八知字尻屋5868-1											
3	津市美杉町八知字尻屋5869-1											
4	津市美杉町八知字尻屋5870-1											
5	津市美杉町八知字尻屋5871-1											
6	津市美杉町八知字尻屋5872											
7	津市美杉町八知字尻屋5873											
8	津市美杉町八知字尻屋5891-2											
9	津市美杉町八知字尻屋5931											
10	津市美杉町八知字尻屋5932											
11	津市美杉町八知字尻屋5933-1											
12	津市美杉町八知字尻屋5933-2											
13	津市美杉町八知字尻屋5939											
14	津市美杉町八知字尻屋5941											
15	津市美杉町八知字尻屋5942											

乙が経営管理権の設定を受ける森林							経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行わ れる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき金 銭の額の算定方法	乙が甲に金銭 を支払うべき 時期、相手方 及び方法	備考
番号	所在	林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
16	津市美杉町八知字尻屋5943	9153-7-13-0	山林	前ペ ージから 継続	スギ・ヒ ノキ	56	前ページに同 じ	前ページに同 じ	前ページに同 じ	前ページに同 じ	前ページに同 じ	前ページに 同じ
17	津市美杉町八知字尻屋5944											
18	津市美杉町八知字尻屋5945											
19	津市美杉町八知字尻屋5946											
20	津市美杉町八知字尻屋5947											
21	津市美杉町八知字尻屋5948											
22	津市美杉町八知字尻屋5949											
23	津市美杉町八知字尻屋5950											
24	津市美杉町八知字尻屋5952											
25	津市美杉町八知字尻屋5953											
26	津市美杉町八知字馬場5851-1											
27	津市美杉町八知字馬場5851-2											
28	津市美杉町八知字馬場5856											
29	津市美杉町八知字馬場5857											
30	津市美杉町八知字馬場5858											
31	津市美杉町八知字馬場5858-1											
32	津市美杉町八知字馬場5858-2											
33	津市美杉町八知字馬場5858-3											
34	津市美杉町八知字馬場5858-4											
35	津市美杉町八知字馬場5859-1											
36	津市美杉町八知字馬場5859-2											
37	津市美杉町八知字馬場5860	山林										



乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町八知字宝録谷5729	9153-7-13-0	山林	9.08	ナナ・ヒノキ	56				
2	津市美杉町八知字尻屋5868-1									
3	津市美杉町八知字尻屋5869-1									
4	津市美杉町八知字尻屋5870-1									
5	津市美杉町八知字尻屋5871-1									
6	津市美杉町八知字尻屋5872									
7	津市美杉町八知字尻屋5873									
8	津市美杉町八知字尻屋5891-2									
9	津市美杉町八知字尻屋5931									
10	津市美杉町八知字尻屋5932									
11	津市美杉町八知字尻屋5933-1									
12	津市美杉町八知字尻屋5933-2									
13	津市美杉町八知字尻屋5939									
14	津市美杉町八知字尻屋5941									
15	津市美杉町八知字尻屋5942									
16	津市美杉町八知字尻屋5943									
17	津市美杉町八知字尻屋5944									
18	津市美杉町八知字尻屋5945									
19	津市美杉町八知字尻屋5946									
20	津市美杉町八知字尻屋5947									
21	津市美杉町八知字尻屋5948									
22	津市美杉町八知字尻屋5949									



乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
45	津市美杉町八知字宝録谷5731	9153-7-13-0	山林	前ページから継続	スギ・ヒノキ	56				
46	津市美杉町八知字宝録谷5732									
47	津市美杉町八知字宝録谷5733									
48	津市美杉町八知字宝録谷5735									
49	津市美杉町八知字高畑5695-17									
50	津市美杉町八知字宝録谷5739	9153-7-9-0	保安林	0.22	スギ・ヒノキ	67				
51	津市美杉町八知字宝録谷5745	9153-7-7-0		山林	0.26	スギ	68			
52	津市美杉町八知字宝録谷5748									
53	津市美杉町八知字尻屋5956-1	9153-I-6-0	保安林	0.67	スギ・ヒノキ	69				
54	津市美杉町八知字尻屋5956-2									
55	津市美杉町八知字尻屋5960						9153-I-1-0	0.55	スギ・ヒノキ	67
以下余白										

この計画に同意する。  
権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住所  
氏名

津市西丸之内23番1号  
津市長前葉泰幸

住所  
氏名



（記載注意）

- この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （A）欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。  
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。



# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	美杉1-49	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)					(名称)		(所在地)			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)					津市長 前 葉 泰 幸		津市西丸之内23番1号			
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所 在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	津市美杉町八知字尻屋5935	9153-ウ-14-0	畑	0.42	スギ・ヒノキ	51	令和6年 3月22日  (公告月日)	15年  (令和21年 3月21日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。  乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象書等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。  間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。  ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。  ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。  ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。
2	津市美杉町八知字尻屋5935-1	9153-ウ-14-1	原野									
3	津市美杉町八知字尻屋5936-1	9153-ウ-14-2	山林									
4	津市美杉町八知字尻屋5940	9153-ウ-14-3										
以下余白												

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考		
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類			
1	津市美杉町八知字尻屋5935	9153-ウ-14-0	畑	0.42	スギ・ヒノキ	51						
2	津市美杉町八知字尻屋5935-1	9153-ウ-14-1	原野									
3	津市美杉町八知字尻屋5936-1	9153-ウ-14-2	山林									
4	津市美杉町八知字尻屋5940	9153-ウ-14-3										
以下余白												

この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所  
 氏名  
 津市西丸之内23番1号  
 津市長 前 葉 泰 幸

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所  
 氏名  


- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。  
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお収益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

### (2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同様の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路線その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

### (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、乙（経営管理実施権が設定された時には、経営管理実施権者）が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。  
なお、乙は経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。